

第1章 総 則

第1条 目的

本規則は、株式会[]以下「会社」という)の社員の就業に関する事項を定める。この規則に定めた事項のほか、社員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2条 社員の定義

本規則における社員とは、会社と雇用契約を締結した者をいう。

第3条 社員の種類

社員の種類は、次のとおりとする。

(1) 正社員

嘱託社員、契約社員、パート社員以外で期間の定めのない契約により雇用する者

(2) 嘱託社員

60歳定年後に、一定期間を定めて再雇用する者（賃金、就業時間、休憩、休日、休暇等の労働条件は個別契約に基づく）

(3) 契約社員・パート社員

1年以内の期間の定めのある契約により雇用する者（賃金、就業時間、休憩、休日、休暇等の労働条件は個別契約に基づく）

第4条 適用範囲

本規則は、前条第1号に定める正社員（以下、特に断りのない限り社員という）に適用する。

- 2 前条第1号に定める正社員以外の者については、特に断りのない限り、本規則は適用せず、別に定める規則等による。
- 3 社員は、会社の目的遂行のために直接担当業務のみでなく、周辺業務を含めた職責を全うしなければならない。
- 4 正社員として入社することが内定している者についても、本規則に定める服務規律の適用があるものとする。

第5条 適用除外

次の各号のいずれかに該当する者の労働時間、休憩、および休日については、原則として本規則の規定を適用するが、第1号に該当する者は、その管理を本人が自主的に行うものとする。

(1) 管理もしくは監督の地位にある者

(2) 会社が機密の事務を取り扱う者として指定した者

これらについては、労働基準法第41条に該当するものとする。